

日電協 28 技基第 23 号  
平成 28 年 4 月 7 日

経 済 産 業 省  
商務情報政策局 商務流通保安グループ  
製品安全課長 安居 徹 殿

電気用品調査委員会  
委員長 大崎 博之

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について  
＜第 94 回電気用品調査委員会＞

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

電気用品調査委員会業務に関しまして、平素より格別なるご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本委員会では、電気用品の技術上の基準等に関し種々検討を行っておりますが、第 94 回電気用品調査委員会において、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二の前書きに関して、CISPR 規格では、配線器具などの一部の電気用品の雑音の強さがカバーできない部分があるため、その取扱を明確にするため、下記のように改正要望書を取り纏め致しました。

つきましては、別添のとおり同要望書を提出致しますので、宜しくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。

敬 具

別添；第 9 4 回電気用品調査委員会からの要望書「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二の前書きの改正案について」

## 別 添

### 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二の前書きの改正案について

電気用品調査委員会

#### 1. 背景

雑音の強さについては、国際規格では、CISPR 規格が適用される。しかし、CISPR 規格では、配線器具などの一部の電気用品の雑音の強さがカバーできない。国際的には、配線器具については、CISPR 規格ではなく、IEC 製品規格において CISPR 規格を引用する形で雑音の強さを適用している。このため、別表第十二の表 2(雑音の強さ)を国際整合(CISPR 整合)した場合には、配線器具は表 2 では雑音の強さをカバーできず、IEC 規格と整合させて、表 1(電気安全)でカバーする必要がある。

しかしながら、CISPR 整合規格は、JIS 化されていないことから、IEC 整合 JIS(表 1 に採用される JIS)では、JIS 化の IEC 整合の原則にしたがって CISPR 規格をそのまま引用することになる。CISPR 規格をそのまま引用すると、別表第十二の表 2 に採用されている総務省答申がベースとなっている J 規格とは差異が生じる。J 規格は、日本として必要なデビエーションを付した規格であり、配線器具としても CISPR 規格ではなく、J 規格を適用したいとの要望がある。このため、IEC 整合規格である JIS で CISPR 規格を引用している場合は、その CISPR 規格を表 2 の J 規格に置き換えることを提案したい。

別表第十二の本文	本文中で引用される規格		実際に適用される規格 (別表第十二の前書きによる)
JIS の場合	JIS		同左(JIS)
	IEC 規格		同左(IEC 規格)
	CISPR 規格		同左(CISPR 規格) → <u>別表第十二の表 2 で採用されている別紙(CISPR 整合規格)</u>
別紙の場合	JIS		同左(JIS)
	IEC 規格	別表第十二の本文として整合規格が採用されている場合	別表第十二で採用されている IEC 整合規格(JIS 又は別紙)
		別表第十二に整合規格が採用されていない場合	IEC 規格
	CISPR 規格		別表第十二の表 2 で採用されている別紙(CISPR 整合規格)

## 2. 改正案

新	旧	備考
2. 基準中で、本文の別紙が国際規格を引用する場合、 <u>又は本文の JIS が CISPR 規格を引用する場合</u> であって、表 1 及び 2 の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。	2 基準中で、本文の別紙が国際規格を引用する場合であって、表 1 及び 2 の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。	この改正より、表 1 に採用された IEC 整合 JIS が CISPR 規格を引用していた場合は、自動的に表 2 の該当する J 規格に読み替えることになる。

以上